

# おまてなし

## \*\*\*\*\* 商工会議所ってどんなところ? \*\*\*\*\*

地域の商工業者の世論を代表し、商工業の振興に力を注いで、国民経済の健全な発展に寄与するための地域総合経済団体です。

商工会議所は、大企業も中小企業も、みんな力を合わせて、都市を住みよく、働きやすいところにしようという念願のもとに活動しています。



## \*\*\*\*\* 宮津商工会議所ってこんな活動をしています \*\*\*\*\*

### あなたの意見を世論に反映\*\*\*\*\*

一人一人の意見は小さくとも、あなたの意見は商工会議所の意見となり、さらには日本商工会議所の意見とすることもでき、国会や行政庁等を動かすことも可能です。

### 講習会・各種検定試験の開催\*\*\*\*\*

各種検定試験は、働く人たちの資質・技能の向上に資するとともに各職種での事務能率の向上と企業経営の合理化に貢献するなど社会的にも高い評価を受けております。特に平成15年度から福祉住環境コーディネーター検定試験も実施しており、たくさんの方が受験されています。



また、学会や業界の権威者を招いて、政治・経済の情勢、法律、労務、品質管理などの講演・講習会を開いています。

### 商業活性化・まちづくり事業への支援\*\*\*\*\*

中心市街地が更に発展し、活力ある商業地になるよう、近隣商工会・関係団体などと連携を取りながら情報収集するなどの支援はもちろんのこと、由良地区・文珠地区・府中地区についても、まちづくり事業に対して支援しています。



### 天橋立世界遺産登録に向けた取り組み\*\*\*\*\*

日本三景天橋立を世界の宝として確実に未来に継承し守っていくため、世界遺産登録に向けた取り組みを行政、市民と一緒に進めています。

### 産業ビジョンへの取り組み\*\*\*\*\*

地域商工業の活性化に繋がるような取り組みとして、宮津天橋立ブランドの認定推奨並びに『まちなか観光』を進めるため、まちなか案内人をはじめとする人材の育成及びマップの作成等産業ビジョンの推進に取り組んでいます。



## 小規模企業共済制度のご案内

当制度は、独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営する共済制度で、宮津商工会議所は委託団体の一つとして取り扱いしております。小規模企業の個人事業主又は会社等の役員の方が廃業や退職された場合、その後の生活の安定あるいは事業の再建などのための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、「事業主の退職金制度」といえるものです。

### ○制度の特色

#### 1. 掛金は全額所得控除

- 毎月の掛金は1,000円から70,000円までの範囲内（500円単位）で自由に選べ、加入後に増・減額できます。（減額は一定の要件が必要）又、掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得金額から控除できます（1年以内の前納掛金も同様に控除できます）。

#### 2. 加入資格

- 製造業、建設業、運輸業、不動産業、農業などを営む場合は、常時使用する従業員の数が20人以下の個人事業主又は会社の役員
- 商業（卸売業・小売業）又はサービス業を営む場合は、常時使用する従業員の数が5人以下の個人事業主又は会社の役員
- 事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員や常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合及び農事組合法人の役員
- 常時使用する従業員の数が5人以下の弁護士法人、税理士法人の士業法人の社員 ※配偶者などの事業専従者、社団法人、財団法人、NPO法人（特定非営利活動法人）などの直接営利を目的としない法人の役員、生命保険外務員等に該当する方は加入できませんのでご注意ください。

#### 3. 共済金の受取り

- 共済金の受取りは、一括受取り、分割受取り、又は『一括受取りと分割受取り』の併用が選択できます。（分割受取りの場合は死亡によるものを除く）
- 共済金は税法上、一括受取り共済金については退職所得、分割受取り共済金については公的年金などの雑所得として取扱われます。
- 共済金の受取りは、共済事由等によって受取り額が変わります。

※本制度のお問合せ・お申込は当所（電話22-5131）までご連絡下さい。

#### 4. 小規模企業共済掛金払込証明書について

- 平成21年の掛金払込証明書は確定申告で所得控除を申請される際に必要です。平成21年9月までに加入された方は機構より11月から順次発送されています。 ※平成21年10月以降に加入された方は加入申込みの際の領収書をご利用下さい。 ※再発行は3～5日程度お時間がかかります。

## \*\*\*\*\* 商工会議所が行っているいろいろな相談 \*\*\*\*\*

あなたのお店・工場の経営全般について、当所窓口にて、また、企業を巡回してご相談に応じます。

### 経営相談

生産、販売についての相談や専門家による店舗診断、工場診断などを行っています。

### 金融相談

資金計画の相談や国、府、市などの低利で安心な制度融資のあっせんを行っています。

### 各種共済

中小企業の経営と生活安定のために、各種共済制度を設けています。

### 労務相談

従業員への賃金・退職金・労働保険・社会保険などの労務関係のことについて知りたいとき、適切なアドバイスをいたします。

### 税務・経理相談

記帳を正しく理解し、帳簿の数字に基づき経営を推進していただけるように記帳から決算まで一貫した継続指導を行っています。

### 取引相談

販売先や仕入先を拡張したり、下請けのあっせんを受けたいときなどにご利用ください。

## 会員を募集しています!

宮津商工会議所は昭和30年に設立され、現在約800余りの事業所の方にご加入いただいております。

当所では、経営支援員を配置し、税務相談をはじめ、社会保険・雇用保険・労働保険などの相談及びその他経営に関するあらゆる相談に無料で応じている他、講習会・講演会など幅広く計画・実施し、中小企業の『指導団体』として豊かな地域づくりと商工業の発展を図るために様々な事業活動を行っております。

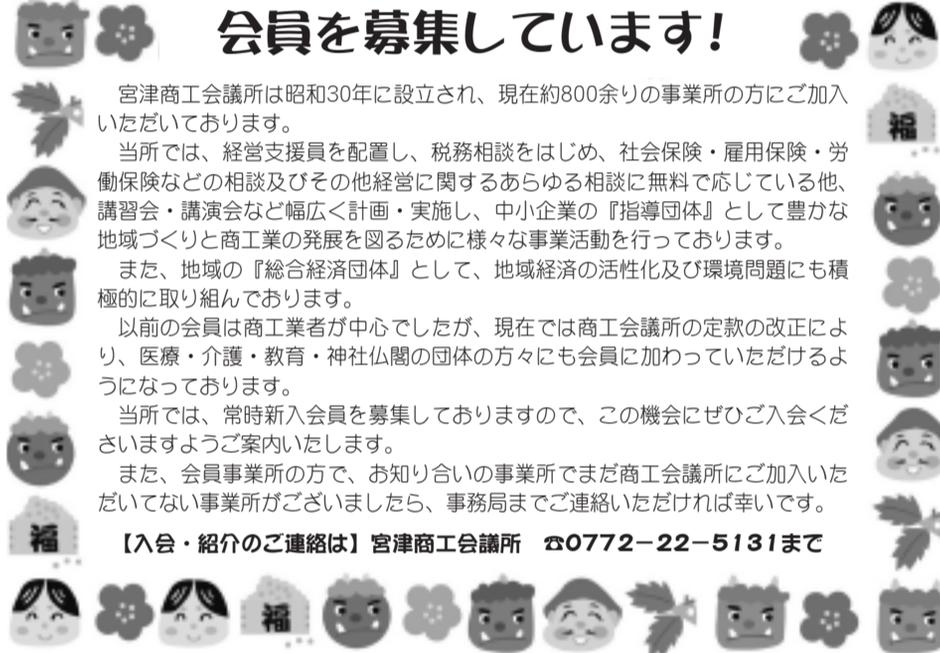
また、地域の『総合経済団体』として、地域経済の活性化及び環境問題にも積極的に取り組んでおります。

以前の会員は商工業者が中心でしたが、現在では商工会議所の定款の改正により、医療・介護・教育・神社仏閣の団体の方々にも会員に加わっていただけるようになっております。

当所では、常時新入会員を募集しておりますので、この機会にぜひご入会くださいませようご案内いたします。

また、会員事業所の方で、お知り合いの事業所まで商工会議所にご加入いただけない事業所がございましたら、事務局までご連絡いただければ幸いです。

【入会・紹介のご連絡は】宮津商工会議所 ☎0772-22-5131まで



## 宮津城城壁復元事業・太鼓門移築事業について



(城壁復元事業の完成イメージ図)

「宮津城の城壁復元に取組む会（事務局：宮津商工会議所）」では、現在、宮津市まちづくり基金を財源とした「宮津城の城壁復元事業」及び「太鼓門の移築事業」を進めております。

「宮津城の城壁復元事業」は、中橋～大手橋間の大手川右岸工事がほぼ完成し、2月1日に道路の供用が開始されました。今後は、残す中橋～大手橋間の城壁塗装に加え、中橋上流の約40mについても城壁工事を進めていきます。

また、「太鼓門の移築事業」は、宮津小学校正門への移築準備と共に、太鼓門の修復作業を進めています。

両事業については、共に3月の完成を予定しており、大手川中橋周辺は、宮津市民の憩いの場として、又まちなか観光の拠点として大きく変わります。

なお、皆様方には工事期間中ご迷惑をお掛けしておりますが、引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。



(移築工事前の太鼓門・宮津小学校東側)

あらゆる税金についてお気軽にご相談ください。

### 税理士記念日特別相談実施

日 時 平成22年2月23日(火)  
9:30～16:00 (～15:30まで受付)

会 場 宮津納税協会

お問合わせ先 近畿税理士会宮津支部……電話 20-1213  
宮津納税協会……電話 22-4449

### 所得税・消費税 確定申告のご案内

今年は申告期間が所得税は3月15日(月)、消費税が3月31日(水)までとなっています。納税者の皆様の利便を図るため、宮津税務署・納税協会宮津支部と協力しながら、無料個別相談を下記日程で実施致しますのでご利用下さい。

#### 【所得税宮津地区個別相談会】

日	時	場	所	相	談	員
2月16日(火)	9時30分～16時	宮津商工会議所		税	理	士及び当所経営支援員等
2月23日(火)	9時30分～16時	宮津商工会議所		税	理	士及び当所経営支援員等

#### 【所得税地区別個別相談会】

日	時	場	所	相	談	員
2月24日(水)	9時30分～15時	府中地区	公民館	当	所	経営支援員等
3月1日(月)	9時30分～15時	栗田地区	公民館	当	所	経営支援員等
3月4日(木)	9時30分～正午	記念吉津文化	青年会館	当	所	経営支援員等
3月4日(木)	14時～16時30分	養老地区	公民館	当	所	経営支援員等

#### 【納税協会個人部会宮津分会会員対象個別相談会】

	日	時	場	所	相	談	員
所得税	3月5日(金)	9時～15時	宮津商工会議所		税	理	士及び当所経営支援員等
消費税	3月26日(金)	9時～15時	宮津商工会議所		税	理	士及び当所経営支援員等

ご相談に来られる際、必ずお持ちください

#### ○所得税相談の方

- \*平成20年分の申告書・決算書の控え
- \*帳簿類
- \*添付書類(国民年金・生命保険・損害保険等の証明書、年金・給与の源泉徴収票など)
- \*印鑑

#### ○消費税相談の方

- \*平成20年分の消費税確定申告書・付表・所得税決算書の控え
- \*平成21年分の所得税決算書の控え
- \*帳簿類(本則課税の方)
- \*印鑑

### 所得税の確定申告は、e-Taxをご利用ください

宮津税務署からのお知らせ

#### ○国税庁ホームページから電子申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax(電子申告)を利用して提出できます。

#### ○最高5,000円の税額控除

平成21年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除ができます(平成19年分又は平成20年分の確定申告でこの控除を受けた方は、受けられません)。

#### ○添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院などの名称・支払金額等)を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます(確定申告期限から3年間、書類の提出又は提示を求められることがあります)。

#### ○還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています(3週間程度に短縮)。

#### ○24時間いつでも利用可能

所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。



\*e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得(手数料が必要で)、ICカードリーダーライトの購入などの事前準備が必要です。  
\*電子証明書を既に取得されている方は、電子証明書の有効期限切れにご注意ください。

税に関する情報は国税庁ホームページへ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

## 労働基準法の一部改正法が成立

～平成22年4月1日から施行されます～

#### ①時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

★1か月60時間を超える時間外労働については、法定割増賃金率が、現行25%から50%に引き上げられます。

\*割増賃金率の引上げは、時間外労働が対象です。休日労働(35%)と深夜労働(25%)の割増賃金率は、変更ありません。

★ただし、中小企業については、当分の間、法定割増賃金の引上げは猶予されます。

\*中小企業の割増賃金率については、施行から3年経過後に改めて検討することとされています。

★事業場で労使協定を締結すれば、1か月に60時間を超える時間外労働を行った労働者に対して、改正法による引上げ分(25%から50%に引上げた差の25%)の割増賃金の支払に代えて、有給の休暇を付与することができます。

★労働者がこの有給の休暇を取得した場合でも、現行の25%の割増賃金の支払は必要です。

\*労働者が実際に有給の休暇を取得しなかった場合には、50%の割増賃金の支払が必要です。

#### ②割増賃金引上げなどの努力義務が労使に課されます

★「時間外労働の限度基準」(平成10年労働省告示第154号:限度基準告示)により、1か月に45時間を超えて時間外労働を行う場合には、あらかじめ労使で特別条項付きの時間外労働協定を締結する必要がありますが、新たに、

① 特別条項付きの時間外労働協定では、月45時間を超える時間外労働に対する割増賃金率も定めること

② ①の率は法定割増賃金率(25%)を超える率とするように努めること

③ 月45時間を超える時間外労働をできる限り短くするように努めることが必要となります。

\*労使は、時間外労働協定の内容が限度基準告示に適合したものとなるようにしなければなりません。

#### ③年次有給休暇を時間単位で取得できるようになります

★現行では、年次有給休暇は日単位で取得することとされていますが、事業場で労使協定を締結すれば、1年に5日分を限度として時間単位で取得できるようになります。

\*所定労働日数が少ないパートタイム労働者の方なども、事業場で労使協定を締結すれば、時間単位で取得できるようになります。

★年次有給休暇を日単位で取得するか、時間単位で取得するかは、労働者が自由に選択することができます。

\*例えば、労働者が日単位で取得することを希望した場合に、使用者が時間単位に変更することはできません。

◆上記詳細につきましては、改正法の施行までに厚生労働省令で定められる予定です。詳しくは、京都労働局またはお近くの労働基準監督署にお問い合わせください。

### \*\*\* 特定退職金共済制度新規・増口募集のご案内 \*\*\*

現在、当所では特定退職金共済の4月からの新規・増口受付を行っておりますので、ご検討いただき是非ご加入下さいませようお願い申し上げます。

尚、次回は平成22年9月募集となります。

#### ●特定退職金共済とは

- ・この制度は所得税法施行令第73条に定める『特定退職金共済制度』として、国の承認を得ています。したがって事業主が負担する掛金は、1人月額30,000円まで損金又は必要経費に計上できます(所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条)。しかも従業員の給与になりません。
- ・退職金制度の確立は従業員の確保と定着化をはかり、企業経営の発展に役立ちます。

#### ●ご加入時の注意点

- ・事業主、役員(使用人兼務役員は除く)もしくは事業主と生計を一にする親族はこの制度に加入できません。

#### ●掛金

- ・従業員一人につき、月額1口1,000円で最高30口まで加入できます。又、全額損金(必要経費)に算入できます。\*掛金は全額事業主負担です。

#### ●支払方法 退職金は、直接、従業員本人口座へ振込みとなります。

#### ●締め切り 3月5日(金)までにお申し込み下さい。

\*お問い合わせ・お申込は・・・当所(22-5131)までお電話下さい。



### 宮津観光アテンダント

## まちなか案内人の会

当所では、平成17年度に宮津産業ビジョンをまとめ、その提言の1つに宮津市内の歴史・文化を盾に「まちなか観光」を推進し、滞在期間の延長を図るために、市民による観光ガイドの育成が求められました。

そして、平成20年7月『宮津観光アテンダントまちなか案内人の会』が正式に発足いたしました。本会は会員自身のボランティア活動により、宮津を訪れる旅行者にまちなかを中心とした観光宮津の歴史や文化にふれていただく機会をつくり出し、利用者の便宜を図ると共に地域の振興に寄与することを目的としています。現在、男性9名、女性8名、計17名の案内人が登録されており、毎月、研修会等を行っております。まだ不慣れですが、観光客の皆様にご案内してまいりますので、宜しくお願い致します。

また、当会では案内人を随時募集しております。まちなか案内人に関心のある方、当所までご連絡下さい。



【平成21年度(12月現在)の案内実績】  
20団体(774人)／和火2009 待ち受けガイド(3日間)

#### 【主な案内場所】

カトリック宮津教会・和貴宮神社  
金屋谷(寺町)・旧三上家住宅・  
天橋立・籠神社・傘松公園・成相寺



案内人ユニフォーム(背面)

宮津商工会議所  
TEL 22-5131  
(担当 廣野)